

愛媛県報

発 行 **愛 媛 県**

第157号

令和2年11月13日金曜日 第157号

◇ 目 次 ◇
規 則

愛媛県漁業調整規則......(水産課)...(水産課)...

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規則

○愛媛県規則第57号

愛媛県漁業調整規則を次のように定める。

令和 2 年11月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県漁業調整規則

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条 第3条)

第2章 漁業の許可(第4条 第31条)

第3章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置(第32条 第47条)

第4章 漁業の取締り(第48条 第51条)

第5章 雑則(第52条 第58条)

第6章 罰則(第59条 第62条)

附則

第1章 総則

目的)

- 第1条 この規則は、漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)、水産資源保護法(昭和26年法律第313号)その他漁業に関する法令と相まって、愛媛県における水産資源の保護培養及び漁業調整を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とする。 (県内に住所を有しない者の申請)
- 第2条 県内に住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)を有しない者は、第8条第1項又は第33条第3項の申請書を知事に提出しようとする場合には、その者の住所地の都道府県の知事の意見書を添えなければならない。

(代表者の届出)

- 第3条 法第5条第1項の規定による代表者の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。
 - (1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 代表者として選定された者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地) 第2章 漁業の許可

(知事による漁業の許可)

- 第4条 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業(第8号、第15号、第16号及び第22号に掲げる漁業にあって は、組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。)を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受 けなければならない。
 - (1) もじゃこ漁業 海面においてもじゃこ(全長15センチメートル以下のぶりをいう。以下同じ。)をとることを目的とする漁業(中型まき網漁業を除く。)
 - (2) うなぎ稚魚漁業 うなぎの稚魚(全長13センチメートル以下のうなぎをいう。)をとることを目的とする漁業
 - (3) 機船船びき網漁業 海面において機船船びき網(沖取網を含む。)により行う漁業(瀬戸内海において総トン数5トン以上の動力漁船を使用するものを除く。)
 - (4) ごち網漁業 海面においてごち網(第32条第3号に掲げる漁業の方法を除く。)により行う漁業
 - (5) 小型まき網漁業 海面において総トン数5トン未満の船舶を使用して小型まき網により行う漁業(第1号に掲げるものを除く。)
 - (6) 潜水器漁業 海面において船舶を使用して潜水器(簡易潜水器を含む。)により行う漁業
 - (7) 地びき網漁業 海面において地びき網により行う漁業
 - (8) 固定式刺し網漁業 海面において固定式刺し網により行う漁業
 - (9) 流し網漁業 海面において流し網により行う漁業
 - 👊 刺し網漁業 海面において刺し網(いさき及びはまち追掛網を含む。)により行う漁業(前2号に掲げるものを除く。)
 - (11) 敷網漁業 海面において敷網により行う漁業
 - (12) 袋待網漁業 海面において袋待網により行う漁業
 - (13) かご漁業 海面においてかごにより行う漁業(かにかご、いかかご、いか巣又はいか玉により燧灘(今治市と松山市との最大高潮時海岸線における境界点、同市白石(二ツ石)及び広島県上蒲刈島黒鼻を順次結んだ直線以東の瀬戸内海のうち愛媛県海域をいう。以下同じ。)又は伊予灘(瀬戸内海のうち燧灘を除いた愛媛県海域をいう。以下同じ。)において行うものに限る。)
 - (14) すくい網漁業 海面においてすくい網(火光を利用するものに限る。)により行う漁業(第2号に掲げるものを除く。)
 - (15) たこつぼ漁業 海面においてたこつぼにより行う漁業
 - (16) えむしこぎ漁業 海面においてえむしこぎにより行う漁業
 - (江) 空釣りこぎ漁業 海面において空釣りこぎ(空釣り縄を含む。)により行う漁業(瀬戸内海において行うものに限る。)
 - (18) はえ縄漁業 海面においてはえ縄(たい、はも、あなご又はふぐをとることを目的とするものに限る。)により行う漁業
 - (19) ほこ突き漁業 海面においてほこ突き(火光を利用するものに限る。)により行う漁業
 - ② まき餌釣り漁業 海面においてまき餌釣りにより行う漁業(燧灘又は伊予灘において行うものに限る。)
 - (21) 船舶を使用しない潜水器漁業 海面において船舶を使用しないで潜水器(簡易潜水器を含む。)により行う漁業
 - ② 小型定置網漁業 海面において小型定置網により行う漁業
- 2 前項の許可は、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業又は前項第1号若しくは第3号から第20号までに掲げる漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあっては当該漁業ごとに受けなければならない。

(許可を受けた者の責務)

第5条 知事許可漁業について許可を受けた者は、資源管理を適切にするために必要な取組を自ら行うとともに、漁業の生産性の向上に努めるものとする。

(起業の認可)

- **第6条** 許可を受けようとする者であって現に船舶等を使用する権利を有しないものは、船舶等の建造又は製造に着手する前又は船舶等を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶等を使用する権利を取得する前に、船舶等ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。
- 第7条 前条の認可(以下「起業の認可」という。)を受けた者がその起業の認可に基づいて許可を申請した場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、知事は、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならない。
- 2 起業の認可を受けた者が、認可を受けた日から知事の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日に、その効力を失う。

(許可又は起業の認可の申請)

- 第8条 許可又は起業の認可を受けようとする者は、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業又は第4条第1項第1号若しくは第3号 から第20号までに掲げる漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあっては当該漁業ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
 - (1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 知事許可漁業の種類

- (3) 操業区域、漁業時期、漁獲物の種類及び漁業根拠地
- (4) 漁具の種類、数及び規模
- (5) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- (6) その他参考となるべき事項
- 2 知事は、前項の申請書のほか、許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。 (許可又は起業の認可をしない場合)
- 第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可又は起業の認可をしてはならない。
 - (1) 申請者が次条第1項に規定する適格性を有する者でない場合
 - (2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合
- 2 知事は、前項の規定により許可又は起業の認可をしないときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。 (許可又は起業の認可についての適格性)
- 第10条 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。
 - (1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
 - (2) 暴力団員等であること。
 - (3) 法人であって、その役員又は漁業法施行令(昭和25年政令第30号)で定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること。
 - (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。
 - (5) 許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。
- 2 知事は、前項第5号の基準を定め、又は変更しようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。 (新規の許可又は起業の認可)
- 第11条 知事は、許可(第7条第1項及び第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)又は起業の認可(第14条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。
 - (1) 漁業種類(知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。)
 - (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数
 - (3) 推進機関の馬力数
 - (4) 操業区域
 - (5) 漁業時期
 - (6) 知事許可漁業を営む者の資格
- 2 前項の申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1月以上の申請期間を 定めて前項の規定による公示をするとすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる 事情があるときは、この限りでない。
- 3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 第1項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。
- 5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第1項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。
- 6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。
- 7 第4項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、第4項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。
- 8 許可又は起業の認可の申請をした者が当該申請をした後に死亡し、又は合併により解散し、若しくは分割(当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、その相続人(相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者)、当該合併後存続する法人若しくは当該合併によって成立した法人又は当該分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継する。
- 9 前項の規定により許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(公示における留意事項)

第12条 知事は、漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕を通常伴うと認められる知事許可漁業について、前条第1項の規定による公示をするに当たっては、当該知事許可漁業において採捕すると見込まれる水産資源の総量のうちに漁獲割当ての対象となる特定水産資源の数量の占める割合が知事が定める割合を下回ると認められる場合を除き、船舶等の数及び船舶の総トン数その他の船舶等の規模に関する制限措置を定めないものとする。

(許可等の条件)

- 第13条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可をするに当たり、許可又は起業の認可に条件を付けることができる。
- 2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可後、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可に条件を付けることができる。
- 3 知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 4 第2項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。 (継続の許可又は起業の認可等)
- 第14条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第9条第 1 項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。
 - (1) 許可(知事が指定する漁業に係るものに限る。第4号において同じ。)を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請したとき。
 - (2) 許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、その許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。
 - (3) 許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から6月以内(その許可の有効期間中に限る。)に他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。
 - (4) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者が、当該船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。
- 2 前項第1号の申請は、従前の許可の有効期間の満了日の3月前から1月前までの間にしなければならない。ただし、当該知事許可漁業の状況を勘案して、これによることが適当でないと認められるときは、知事が定めて公示する期間内に申請をしなければならない。 (許可の有効期間)
- 第15条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第1項(第1号を除く。)の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。
 - (1) 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業(もじゃこをとることを目的とする中型まき網漁業を除く。)並びに第4条第1項第3号から第5号まで、第7号から第20号まで及び第22号に掲げる漁業 3年
 - (2) 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業(もじゃこをとることを目的とする中型まき網漁業に限る。)並びに第4条第1項第1号、第2号、第6号及び第21号に掲げる漁業 1年
- 2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。 (変更の許可)
- **第16条** 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第11条第1項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするときは、知事の許可を受けなければならない。
- 2 前項の規定により変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- (1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 漁業種類
- (3) 知事許可漁業の許可又は起業の認可の番号
- (4) 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた年月日
- (5) 変更の内容
- (6) 変更の理由
- 3 知事は、前項の規定による申請があった場合において必要があるときは、変更の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の 提出を求めることができる。

(相続又は法人の合併若しくは分割)

- 第17条 許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割(当該許可又は起業の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、その相続人(相続人が2人以上ある場合においてその協議により知事許可漁業を営むべき者を定めたときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。
- 2 前項の規定により許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から2月以内にその

旨を知事に届け出なければならない。

(許可等の失効)

第18条 次の各号のいずれかに該当する場合は、許可又は起業の認可は、その効力を失う。

- (1) 許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止したとき。
- (2) 許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。
- (3) 許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失ったとき。
- 2 許可又は起業の認可を受けた者は、前項各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。
- 3 第1項の規定によるほか、許可を受けた者が当該許可に係る知事許可漁業を廃止したときは、当該許可は、その効力を失う。この場合において、許可を受けた者は、当該許可に係る知事許可漁業を廃止した日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。 (休業等の届出)
- **第19条** 許可を受けた者は、一漁業時期以上にわたって休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ知事に届け出なければならない。
- 2 許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。 (休業による許可の取消し)
- 第20条 知事は、許可を受けた者がその許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間休業したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。
- 2 許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第23条第1項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第119条第1項若しくは第2項の規定に基づく命令、法第120条第1項の規定による指示、同条第11項の規定による命令、法第121条第1項の規定による指示又は同条第4項において読み替えて準用する法第120条第11項の規定による命令により知事許可漁業を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。
- 3 第1項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。 (資源管理の状況等の報告)
- 第21条 許可を受けた者は、次の表の左欄に掲げる知事許可漁業の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる期限までに次項各号に 掲げる事項を知事に報告しなければならない。

		知	事	許	可	漁	業	Ø	種	類	期	限
	1 :	もじゃ	ゥニ	をと	るこ	とを	目的	とす	る中	型まき網	漁業時期の終了後1週間以内	
	漁業、もじゃこ漁業及びうなぎ稚魚漁業					ぎ稚魚	魚漁業	業				
:	2 1の項に掲げる漁業以外の知事許可漁業				午可涉	魚業	翌月の10日まで					

- 2 前項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。
- (1) 許可を受けた者の氏名(法人にあっては、その名称)
- (2) 許可番号
- (3) 報告の対象となる期間
- (4) 漁獲量その他の漁業生産の実績
- (5) 漁業の方法、操業日数、操業区域その他の操業の状況
- (6) 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況
- (7) その他必要な事項

(適格性の喪失等による許可等の取消し等)

- 第22条 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が第9条第1項第2号又は第10条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、 海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を取り消さなければならない。
- 2 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。
- 3 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 4 第1項又は第2項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。 (公益上の必要による許可等の取消し等)
- **第23条** 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。
- 2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(許可証の交付)

第24条 知事は、許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

- (1) 許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- (3) 操業区域及び漁業時期
- (4) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- (5) 許可の有効期間
- (6) 条件
- (7) その他参考となるべき事項

(許可証の備付け等の義務)

- 第25条 許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、許可証を当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者(船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者をいう。以下同じ。)に携帯させなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁業を操業するときは、知事がその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを、当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者に携帯させれば足りる。
- 3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。 (許可証の譲渡等の禁止)
- 第26条 許可を受けた者は、許可証又は前条第2項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。 (許可証の書換え交付の申請)
- 第27条 許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたとき(船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあっては、 その工事が終わったとき、又は機関換装の終わったとき)は、速やかに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して、知事に許可証の 書換え交付を申請しなければならない。
 - (1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 漁業種類
 - (3) 許可を受けた年月日及び許可番号
 - (4) 書換えの内容
 - (5) 書換えを必要とする理由

(許可証の再交付の申請)

第28条 許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

(許可証の書換え交付及び再交付)

- 第29条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。
 - (1) 第13条第2項の規定により許可に条件を付け、又は同条第1項若しくは第2項の規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき。
 - (2) 第16条第1項の許可(船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係る許可を除く。)をしたとき。
 - (3) 第17条第2項の規定による届出があったとき。
 - (4) 第22条第2項又は第23条第1項の規定により、許可を変更したとき。
 - (5) 第27条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があったとき。

(許可証の返納)

- **第30条** 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。
- 2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。
- 3 許可を受けた者が死亡し、又は合併以外の事由により解散し、若しくは合併により消滅したときは、その相続人、清算人又は合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人の代表者が前2項の手続をしなければならない。

(許可番号を表示しない船舶の使用禁止)

- 第31条 中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業又は瀬戸内海機船船びき網漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る船舶の外部の両舷側 の中央部又は甲板上の両舷側の見やすい場所に様式第1号による許可番号を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。
- 2 中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業又は瀬戸内海機船船びき網漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、前項の規定によりした表示を消さなければならない。

第3章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置

(漁業の禁止)

- 第32条 何人も、次に掲げる漁業の方法により営む漁業を営んではならない。
 - (1) 沖縄式追込網(瀬戸内海において行うものを除く。)
 - (2) はもごち網
 - (3) 2 そうローラーごち網

- (4) 磯たたき網
- (5) 空釣りこぎ(空釣り縄によるものを含み、宇和海(西宇和郡伊方町佐田岬灯台中心点と大分県関埼灯台中心点とを結んだ直線以南の 愛媛県海域をいう。以下同じ。)において行うものに限る。)

(内水面における水産動植物の採捕の許可)

- **第33条** 内水面において次に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。
 - (1) えりやな
 - (2) 袋網
 - (3) す建網
 - (4) 建干網
 - (5) 敷網
 - (6) 瀬張り網
 - (7) 刺し網(次号に掲げるものを除く。)
 - (8) 投網(なげ網を含む。)
 - (9) まき網
 - (10) ひき網
 - (11) 空釣り縄
 - (12) せん
 - (13) 石かま漁法(石倉漁法を含む。)
 - (14) 鵜飼漁法
- 2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。
- (1) 第4条第1項の規定による許可を受けた者が当該許可に基づいて採捕する場合
- (2) 漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて採捕する場合
- (3) 法第170条第1項の遊漁規則に基づいて採捕する場合
- 3 第1項の許可(以下この条において「採捕の許可」という。)を受けようとする者は、漁具又は漁法ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- (1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 採捕の種類
- (3) 採捕する区域、期間及び水産動植物の種類
- (4) 漁具の数及び規模
- (5) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- (6) 採捕に従事する者の氏名及び住所
- (7) その他参考となるべき事項
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、採捕の許可をしてはならない。
- (1) 申請者が第10条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する者である場合
- (2) 漁業調整のため必要があると認める場合
- 5 採捕の許可の有効期間は、3年とする。ただし、漁業調整のため必要があると認めるときは、知事は、3年を超えない範囲内で、内水 面漁場管理委員会の意見を聴いて、その期間を別に定めることができる。
- 6 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割(当該採捕の許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、当 該採捕の許可は、その効力を失う。
- 7 知事は、採捕の許可を受けた者がその採捕の許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間その採捕の許可に係る漁具又は漁法により 水産動植物を採捕しないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その採捕の許可を取り消すことができる。
- 8 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第13項において準用する第23条第1項の規定により採捕の許可の効力 を停止された期間及び法第120条第1項の規定による指示若しくは同条第11項の規定による命令により第1項各号に掲げる漁具又は漁法 による水産動植物の採捕を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。
- 9 知事は、採捕の許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。
- (1) 採捕の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- (2) 採捕に従事する者の氏名及び住所
- (3) 使用する船舶の名称及び漁船登録番号
- (4) 採捕の許可の有効期間
- (5) 条件
- (6) その他参考となるべき事項
- 10 採捕の許可を受けた者は、当該採捕の許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、前項の許可証を自ら携帯し、又は

採捕に従事する者に携帯させなければならない。

- 11 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該採捕の許可に係る 漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、知事がその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に 提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させれば足りる。
- 12 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。
- 13 第8条第2項、第9条第2項及び第3項、第13条、第20条第3項、第22条、第23条並びに第26条から第30条までの規定は、採捕の許可について準用する。

(保護水面における採捕の禁止)

第34条 何人も、次の表に掲げる保護水面(水産資源保護法第18条第1項の規定により指定されたものをいう。)の区域において、水産動植物を採捕してはならない。

保護水面の区域

- 1 次の(1)から(4)までの点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた水面
- (1) 松山市二神乙3番2に管理者が建設した標柱の位置
- (2) (1)から真方位 160度 300メートルの点
- (3) (1)から真方位 242度 1,500メートルの点
- (4) 松山市二神甲1511番地先に管理者が建設した標柱の位置

(禁止期間)

第35条 何人も、海面において、次の表の左欄に掲げる水産動植物をそれぞれ同表の右欄に掲げる禁止期間中、採捕してはならない。ただし、第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権若しくはこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合 又はてんぐさのよりも若しくはながれもを採捕する場合は、この限りでない。

水 産 動 植 物	禁 止 期 間
てんぐさ	11月 1 日から翌年 3 月31日まで
ほんだわら	4月1日から10月31日まで
ばかがい	4月1日から8月31日まで
なまこ	4月1日から5月31日まで
いしだい(体長9センチメートル以下のものに限	7月1日から10月31日まで
ತ 。)	

2 前項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。 (全長等の制限)

第36条 何人も、海面において、次の表の左欄に掲げる水産動物であって、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。ただし、中型まき網漁業(もじゃこをとることを目的とするものに限る。)若しくは第4条第1項第1号に掲げるもじゃこ漁業の許可に基づいて採捕する場合又は第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権若しくはこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

水 産 動 物	大 き さ
あさり	殻長 2 センチメートル以下
さざえ	殻蓋長径 2 センチメートル以下
くるまえび	体長 8 センチメートル以下
かさご	体長 7 センチメートル以下
ぶり(もじゃこ)	全長 15センチメートル以下
めばる	体長 7センチメートル以下

- 2 何人も、内水面において、ます(あまご(あめのうお)を含む。)の産んだ卵を採捕してはならない。
- 3 前2項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。 (漁具漁法の制限及び禁止)

第37条 何人も、海面において、次に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。

- (1) 発射装置を有するもり又はやす
- (2) 水中に電流を通じて行う漁法
- (3) あぶらいか(布切その他の吸油性のものに油を浸したものを含む。)を使用して行う漁法
- (4) 長径11センチメートル以上のボビンを装着したグランドロープを使用する小型機船底びき網漁法

- 2 何人も、内水面において、次に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。
- (1) 発射装置を有するもり又はやす
- (2) 水中に電流を通じて行う漁法
- (3) あゆ空掛釣り
- (4) 瀬干漁法(瀬替漁法)

第38条 海面において、次の表の左欄に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕する場合は、当該漁具又は漁法は、それぞれ同表の右欄に掲げる範囲でなければならない。

漁 具 又 は 漁 法	範囲			
柴漬	1箇所の面積 1平方メートル以下			
す建漁業及びす干漁業に使用するす	すの目 1.5センチメートル以上			
建干網及び張切網	網目 3 センチメートル以上			

2 内水面において、次の表の左欄に掲げる漁具により水産動物を採捕する場合は、当該漁具は、それぞれ同表の右欄に掲げる範囲でなければならない。

漁	範	Ħ
建干網及び張切網	関目 15センチメートルにつき10節以	以下
ひき網	関目 15センチメートルにつき10節以	以下
四つ手網(かじか四ツ手網及び白魚四ツ手網を除く。)	関目 15センチメートルにつき16節 り	以下

(禁止漁具の積載禁止)

第39条 次に掲げる漁具は、小型機船底びき網漁業に使用する目的をもって船舶に積み込んではならない。

- (1) 網口開口板
- (2) 第37条第 1 項第 4 号に規定する長径11センチメートル以上のボビンを装着したグランドロープ (禁止区域等)

第40条 何人も、次に掲げる区域内においては、水産動植物を採捕してはならない。

- (1) 加茂川筋
 - ア 西条市小松町石鎚御来光橋上流端から老之川橋下流端までの間
 - イ 西条市禎瑞古川橋上流端から上流60メートルまでの間及び同橋上流端から下流100メートルまでの間
 - ウ 西条市八の川八之子取水口から上流300メートルまでの間
- (2) 中山川筋
 - ア 西条市丹原町楠窪角立橋下流端から上流素鵞神社前の橋上流端までの間
 - イ 西条市丹原町明河保井野「ツバ山」下流端から同町明河保井野「マキワタリ」までの間
 - ウ 東温市滑川梅籔橋下流端から同市滑川「アカナベ」までの間
- (3) 蒼社川筋
 - ア 今治市玉川町鬼原旧愛媛電力堰上流端から本流一之瀬橋下流端までの間
 - イ 今治市玉川町竜岡上夫婦堰上流端からスイノ淵上流端までの間
- (4) 仁淀川筋
 - ア 上浮穴郡久万高原町下畑野川クモ淵下流端からコウリ堰下流端までの間
 - イ 上浮穴郡久万高原町蛭子堰堤上流端から和田の窪堰堤下流端までの間
- (5) 肱川筋
 - ア 西予市宇和町下川歯長橋下流端より下流850メートルから下流300メートルまでの間
 - イ 西予市宇和町皆田大井手堰堤上流端から上流570メートルまでの間
 - ウ 西予市城川町魚成江戸淵堰下流端から下流砂止堤防上流端までの間
 - エ 大洲市字久保799番地に設置された標識と同市字富士82番地に設置された標識を結ぶ線から下流600メートルまでの間
 - オ 大洲市森山字ウノワダ淵上流端から下流230メートルまでの間
 - カ 大洲市大洲城下床止可動堰上流端から上流50メートルまでの間及び同堰上流端から下流100メートルまでの間
 - キ 喜多郡内子町大瀬東梅津橋上流端から上流50メートルまでの間及び同橋上流端から下流200メートルまでの間
- (6) 広見川筋
 - ア 北宇和郡鬼北町大字上大野樋鼻橋下流端より下流200メートルから同橋下流端より下流400メートルまでの間
 - イ 北宇和郡鬼北町大字延川久保堰上流端から上流轟橋下流端までの間

- ウ 北宇和郡鬼北町大字川上滝谷堰上流端から上流200メートルまでの間
- エ 北宇和郡鬼北町大字清水堂の前堰下流端から下流100メートルまでの間
- オ 北宇和郡鬼北町大字上川輿野野堰上流端から上流500メートルまでの間
- カ 北宇和郡松野町大字蕨生吉野川橋梁下流端から下流300メートルまでの間
- キ 宇和島市三間町土居垣内垣内井堰上流端から上流300メートルまでの間
- (7) 岩松川筋
 - ア 宇和島市津島町高田拝高井堰上流端から上流相生橋上流端より上流190メートル(稲中堰跡下流端)までの間
 - イ 宇和島市津島町山財湯乃香橋上流端から上流柳川橋下流端までの間

第41条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動物を、同表の中欄に掲げる禁止期間中、同表の右欄に掲げる禁止区域において採捕してはならない。

水 産 動 物	禁止期間	禁止区域
1 あわび(殻長10センチメートル以下のものに限 る。)	周年	海面
2 あわび (殻長10センチメートルを超えるものに限る。)	11月 1 日から12月31日まで	海面
3 はまぐり(殻長4センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面
4 はまぐり(殻長4センチメートルを超えるものに限る。)	5月1日から9月30日まで	海面
5 いせえび (体長15センチメートル以下のものに限る。)	周年	海面
6 いせえび(体長15センチメートルを超えるもの に限る。)	6月1日から8月31日まで	海面
7 まだい(体長9センチメートル以下のものに限 る。)	7月1日から9月30日まで	宇和海
8 うなぎ(全長25センチメートル以下のものに限 る。)	周年	海面及び内水面
9 あゆ	(1) 1月1日から5月31日まで	海面
	(2) 1月1日から6月1日午前5時まで	内水面
	(3) 10月15日から11月5日まで	西条市玉之江中山川橋梁下流端から 同市氷見新兵衛橋上流端までの間の 中山川
	(4) 10月1日から同月31日まで	松山市東垣生町垣生水源池取水用地 下流端から下流川口橋上流端までの 間の重信川
	(5) 10月1日から11月30日まで	ア 大洲市春賀峠橋上流端から下流 300メートルまでの間の肱川
		イ 大洲市八多喜町祇園大橋上流道から下流400メートルまでの間の 肱川
10 あまご(あめのうお)(全長15センチメートルを超えるものに限る。)	10月1日から翌年1月31日まで	内水面
11 うぐい(いだ)	3月10日から5月10日まで	銅山川、仁淀川及び広見川
12 かじか(全長2.5センチメートル以下のものに 限る。)	周年	内水面
13 にじます(全長15センチメートルを超えるものに限る。)	10月 1 日から翌年 1 月31日まで	内水面

14 ぽら(全長10センチメートル以下のものに限	周年	内水面
న 。)		
15 ます(あまご(あめのうお)を含み、全長15セ	周年	内水面
ンチメートル以下のものに限る。)		

- 2 第4条第1項第2号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて採捕する場合又は第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする 漁業権若しくはこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、前項の表1の項から6の項まで及び8の項の規定は適 用しない。
- 3 第1項の表1の項から8の項まで、9の項(1)及び(2)並びに10の項から15の項までの規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、 所持し、又は販売してはならない。

(火船の数の制限)

第42条 次の表の左欄に掲げる漁業につき火船を使用できる数は、1統につき、それぞれ同表の右欄の售数の範囲内でなければならない。

知事許可漁業の種類	火 船 の 数 の 範 囲
中型まき網漁業及び小型まき網漁業	3 隻以下
敷網漁業	5 隻以下

さく

(溯河魚類の通路を遮断して行う水産動植物の採捕の制限)

第43条 溯河魚類の通路を遮断する漁具又は漁法によって水産動植物を採捕する場合には、河川流幅の5分の1以上の魚道を開通しなければならない。

(遊漁者等の漁具漁法の制限)

第44条 何人も、海面において次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- (1) 竿釣り及び手釣り(船舶を使用して行うまき餌釣りを除く。)
- (2) たも網及びさ手網(火光その他の照明を利用するものを除く。)
- (3) 投網(船舶を使用しないものに限る。)
- (4) やす(火光その他の照明を利用するものを除く。)及びは具
- (5) 徒手採捕
- 2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
- (1) 漁業者が漁業を営む場合
- (2) 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
- (3) 試験研究のために水産動植物を採捕する場合
- 3 第1項の規定により水産動植物を採捕する場合は、正当な漁業の操業を妨げないようにしなければならない。

(有害物質の遺棄漏せつの禁止)

第45条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

- 2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。
- 3 前項の規定は、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)の適用を受ける者については、適用しない。 (漁場内の岩礁破砕等の許可)

第46条 海面のうち漁業権の存する漁場内において岩礁を破砕し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、 知事に提出しなければならない。
- (1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 目的
- (3) 免許番号
- (4) 区域
- (5) 期間
- (6) 補償の措置
- (7) その他参考となるべき事項
- 3 知事は、第1項の規定により許可をするに当たり、条件を付けることができる。

(試験研究等の適用除外)

第47条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗(種卵を含む。)の供給(自給を含む。)(以下この条におい

- て「試験研究等」という。)のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- (1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 目的
- (3) 適用除外の許可を必要とする事項
- (4) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数、推進機関の種類及び馬力数並びに所有者名
- (5) 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量(種苗(種卵を含む。)の採捕の場合は、供給先(自給の場合は、その旨)及びその数量)
- (6) 採捕の期間及び区域
- (7) 使用する漁具及び漁法
- (8) 採捕に従事する者の氏名及び住所
- 3 知事は、第1項の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。
- (1) 許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- (2) 適用除外の事項
- (3) 採捕する水産動植物の種類及び数量
- (4) 採捕の期間及び区域
- (5) 使用する漁具及び漁法
- (6) 採捕に従事する者の氏名及び住所
- (7) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- (8) 許可の有効期間
- (9) 条件
- 4 知事は、第1項の許可をするに当たり、条件を付けることができる。
- 5 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。
- 6 第1項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。
- 7 第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において第3項中「交付する」とあるのは「書き換えて交付する」 と読み替えるものとする。
- 8 第25条の規定は、第1項又は第6項の規定により許可を受けた者について準用する。

第4章 漁業の取締り

(停泊命令等)

- 第48条 知事は、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する 行為をしたと認めるとき(法第27条及び法第34条に規定する場合を除く。)は、法第131条第1項の規定に基づき、当該行為をした者が 使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の 用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。
- 2 知事は、前項の規定による処分 (法第25条第 1 項の規定に違反する行為に係るものを除く。)をしようとするときは、行政手続法第13 条第 1 項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 3 第1項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(操業責任者の乗組み禁止命令)

- 第49条 知事は、第4条第1項の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるときは、当該行為をした者が使用する船舶の操業責任者に対し、当該違反に係る漁業に使用する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(衛星船位測定送信機の備付け命令等)

- **第50条** 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第4条第1項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機(人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であって、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。)を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該機器を常時作動させることを命ずることができる。
 - (1) 当該許可を受けた船舶の位置を自動的に測定及び記録できるものであること。
 - (2) 次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。
 - ア 当該船舶を特定することができる情報
 - イ 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻
 - (3) 前号に掲げる情報の改変を防止するための措置が講じられているものであること。

(停船命令)

第51条 漁業監督吏員は、法第128条第3項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、操船又は漁ろうを指揮監督する者に

対し、停船を命ずることができる。

- 2 前項の規定による停船命令は、法第128条第3項の規定による検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号その他の適切な手段により行うものとする。
- (1) 様式第2号による信号旗Lを掲げること。
- (2) サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号(短音1回、長音1回、短音2回)を約7秒の間隔を置いて連続して行うこと。
- (3) 投光器によりLの信号(短光1回、長光1回、短光2回)を約7秒の間隔を置いて連続して行うこと。
- 3 前項において、「長音」又は「長光」とは、約3秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約1秒間継続する吹鳴又は投光をいう。

第5章 雑則

(漁場又は漁具の標識の設置に係る届出)

第52条 法第122条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、遅滞なく、その命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。

(標識の書換え又は再設置等)

第53条 前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなったとき、又は当該標識を亡失し、若しくは毀損したときは、遅滞なくこれを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。

(定置漁業等の漁具の標識)

- 第54条 定置漁業その他知事が必要と認めて別に定める漁業を営む者は、漁具の敷設中、昼間にあっては様式第3号による漁具の標識を当該漁具の見やすい場所に水面上15メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明による漁具の標識を当該漁具に設置しなければならない。
- 2 知事は、前項の漁業を定めたときは、公示する。

(流し網漁業の漁具の標識)

- **第55条** 流し網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、浮子綱の両端及び中央に、水面上1 5メートル以上の高さのボンデンを付けなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに電灯その他の照明を掲げなければならない。
- 2 前項の漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)を記載しなければならない。

(内水面漁場管理委員会)

- 第56条 内水面漁場管理委員会は、内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。
- 2 この規則の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

(添付書類の省略)

- 第57条 この規則の規定により同時に2以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。
- 2 前項に規定する場合のほか、知事は、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。

(書類の経由)

第58条 この規則の規定により知事に提出する申請書、届出書又は報告書は、県内に住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)を有する者にあってはその住所地を管轄する地方局長を経由し、県内に住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)を有しない者にあっては直接提出しなければならない。

第6章 罰則

- 第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
 - (1) 第33条第1項、第34条から第40条まで、第41条第1項若しくは第3項、第42条、第43条、第45条第1項又は第46条第1項の規定に違反した者
 - (2) 第33条第13項において準用する第13条第1項若しくは第2項又は第46条第3項の規定により付けた条件に違反した者
 - (3) 第23条第1項(第33条第13項において準用する場合を含む。)、第33条第13項において準用する第22条第2項、第45条第2項又は第49条第1項の規定に基づく命令に違反した者
- 2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、 没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴す ることができる。
- 第60条 第25条第1項(第47条第8項において準用する場合を含む。)、第31条、第33条第10項又は第44条第1項の規定に違反した者は、 科料に処する。
- **第61条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第59条第1項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。
- 第62条 第17条第2項、第19条第2項若しくは第25条第3項(第47条第8項において準用する場合を含む。)の規定、第26条から第28条ま

で、第30条第1項若しくは第2項(これらの規定を第33条第13項において準用する場合を含む。)の規定、第33条第12項の規定又は第47条第5項の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

附即

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。
 - (愛媛県内水面漁業調整規則の廃止)
- 2 愛媛県内水面漁業調整規則(昭和42年愛媛県規則第29号)は、廃止する。

(経過措置)

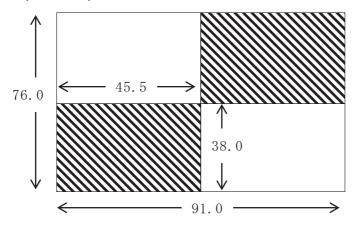
- 3 この規則による改正前の愛媛県漁業調整規則(以下「旧規則」という。)第39条及び第44条第1項の規定は、漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号。以下「改正法」という。)附則第8条第1項の規定により受けたものとみなされる中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業、ごち網漁業、小型まき網漁業又は敷網漁業の許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、なおその効力を有する。
- 4 改正法附則第29条の規定によりこの規則による改正後の愛媛県漁業調整規則(以下「新規則」という。)第33条第1項の規定によって したものとみなされる附則第2項の規定による廃止前の愛媛県内水面漁業調整規則(以下「旧内水面規則」という。)第6条第1項の規 定によってした許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、旧内水面規則第13条の規定は、なおその効力を有する。
- 5 改正法附則第29条の規定により新規則第47条第1項の規定によってしたものとみなされる旧規則第48条第1項及び旧内水面規則第32条 第1項の規定によってした許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、旧規則第48条第6項及び旧内水面規則第32条第 6項の規定は、なおその効力を有する。
- 6 この規則の施行の日前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

様式第1号(第31条関係)

漁業		様	式
1 中型まき網漁業	エヒ	まき123	
2 小型機船底びき網漁業のうち自家用釣り餌料びき	エヒ	自123	
網漁業			
3 2以外の小型機船底びき網漁業	エヒ	123	
4 瀬戸内海機船船びき網漁業	エヒ	ひき123	

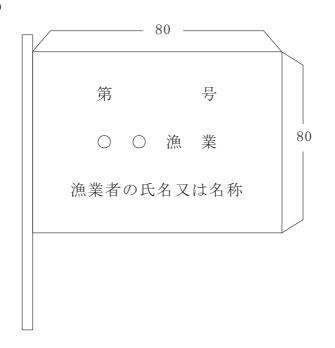
備考 各文字及び数字の大きさは8センチメートル以上、太さは2センチメートル以上、間隔は2.5センチメートル以上とする。

様式第2号(第51条関係)



- 備考1 斜線の部分は黒であり、その他の部分は黄である。
 - 2 この旗は、国際海事機関の採択した国際信号書に掲載の「L」旗(あなたは、 すぐ停船されたい。)である。
 - 3 数字は、センチメートルを示す。

様式第3号(第54条関係)



愛 媛 県 報

備考1 標識は、赤色の布地である。

2 数字は、センチメートルを示す。

告 示

○愛媛県告示第1206号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項の規定による救急病院である。

令和 2 年11月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

名	称	所	在	地	開設者名	認 定 の 有効期限
加戸病院		喜多郡 地	内子町内	子771番	特定医療法人弘 友会	令和 5 年 11月10日 まで

○愛媛県告示第1207号

次の地籍調査の結果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

今和 2 年11月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地域	調査期間	成果の名称
松山市	上総地区	平成28年度から 令和元年度まで	松山市(上総地区)の地籍図及び 地籍簿
松山市	水口地区	平成28年度から 令和元年度まで	松山市(水口地区)の地籍図及び 地籍簿
新居浜市	船木坂ノ下、長 野の一部	平成30年度から 令和元年度まで	新居浜市(船木坂 ノ下、長野の一 部)の地籍図及び 地籍簿
新居浜市	観音原の一部	平成30年度から 令和元年度まで	新居浜市(観音原 の一部)の地籍図 及び地籍簿

2 認証年月日

令和 2 年11月13日

○愛媛県告示第1208号

卸売市場法(昭和46年法律第35号)第13条第1項の規定により、次のとおり地方卸売市場として認定した。 令和2年11月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

認定年月日		開	殳 者		地 方 卸 売 市 場						
祁 是千月口	名	称	住	所	名	称	位	置	取	(扱品)	目
令和 2 年 7 月30日	協同組合愛媛	養青果食品流通	西条市船屋乙	7110番地 1	地方卸売市場	愛媛青果	西条市船屋乙	110番地 1	青花	果	物き

○愛媛県告示第1209号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、 今治市菊間町地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条 第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを 縦覧に供する。

令和 2 年11月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業 (ため池等整備事業・亀岡地区)計画書の写 し
- 2 縦覧期間

令和 2 年11月16日から12月14日まで

3 縦覧場所

今治市役所農業土木課及び菊間支所住民サービス課

○愛媛県告示第1210号

保安林の指定施業要件を変更する件(令和2年4月農林水産省告示第876号)に係る通知の相手方又はその所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を西予市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和 2 年11月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不分明又は所 在が不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明又は所在が不分明であ る通知の相手方	備考
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡宇和町大字伊延6の 83番地 伊藤ナミ	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字野井川 51番戸 井 上 ツ ル	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 9番耕地159番地 井 上 宇太一	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町遊子谷 9 番耕地 228番地 井 上 義 晴	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町野井川 2 番耕地 172番地 1 井 上 義 文	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡遊子川村大字野井川 4番耕地18・19番地合併地 井 上 幸	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市野村町釜川 3 番耕地18 7番地 井 上 昌 男	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡惣川村8番戸 井 上 竹 光	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 7番耕地163番地 1 井 上 德太郎	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡惣川村13番耕地428 番地 磯 野 シ マ	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町野井川1405番地 一丁田 喜 武	森林所有者

₹142 ⊤	117121	
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町野井川1402番地	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 9番耕地224番地 稲垣勝信	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡遊子川村大字遊子谷 9番耕地263番地 稲 垣 智 子	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡遊子川村大字遊子谷 9番耕地263番地 稲 垣 米 藏	抵当権者
西予市(次の図に示す部分に限る)	大阪府茨木市一丁目16番8号稲川喜義	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町野井川2629番地稲田 タケ子	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市野村町野村11号375番地 田義幸	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町野井川2629番地稲田勝信	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 128番戸 稲 田 柳 吾	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	福岡市博多区三王一丁目14番 4 - 406号 稲 田 利 光	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町野井川125番戸 稲 田 利 市	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 128番戸 稲 田 力 藏	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	香川県善通寺市稲木町1016番 地プライトプラッツB - 201 稲 葉 護	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市野村町河西1088番地 宇都宮 茂 三	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町野井川648番地 宇和城 嘉 久	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	奈良県大和郡山市小泉町3141 番地の44 浦 田 達 德	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	松山市美沢二丁目7番6号 浦 部 公 夫	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	北宇和郡三間町大字宮野下11 6番地 4 浦 部 勝 二	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字野井川 41番戸 浦 部 長太郎	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字野井川 9番耕地23番地 永山佐七	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町野井川 9 番耕地 23番地 永 山 末 男	抵当権者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡横林村大字予子林73 9番地 横 田 音 治	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡横林村大字予子林 7 番耕地712番地 横 田 優 壽	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡横林村大字予子林27 3番戸 横 田 彌 平	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町遊子谷7番耕地 182番地 岡 キナ子	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る))	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 134番戸 岡 亀太郎	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町遊子谷 7 番耕地 182番地 岡 賢市	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町遊子谷7番耕地 182番地 岡 韶子	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡横林村大字予子林28 3番地 岡 田 喜 市	森林所有者

西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 7番耕地182番地 岡 武 光	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡遊子川村大字遊子谷 2番耕地398番地 岡本喜久男	抵当権者
西予市 (次の図に示す部分に限る)	松山市東石井町728番地岡本信二	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡遊子川村大字遊子谷 130番戸 河 野 喜三六	森林所有者
西予市 (次の図に示す部 分に限る)	西予市城川町遊子谷イ131番 戸 河 野 亀 吾	森林所有者
西予市 (次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡土居村大字嘉喜尾 7 番耕地245番地 河 野 熊 吉	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	岐阜県各務原市前渡東町2543 番地 河 野 功	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 7番耕地84番地 1 河 野 市太郎	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡遊子川村大字遊子谷 7番耕地84番地 河 野 常 義	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 7番耕地191番地 河野政男	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡遊子川村大字遊子谷 7番耕地191番地 河 野 政 雄	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 135番戸 河野善治	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 7番耕地191番地 河 野 忠三郎	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町遊子谷8番耕地 75番地3 河 野 富美子	森林所有者
西予市 (次の図に示す部分に限る)	宇和島市中央町二丁目5番3号 株式会社丸之内	森林所有者
西予市 (次の図に示す部分に限る)	奈良縣山邊郡郡介野村大字白 石66番屋敷 乾 タカヲ	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡遊子川村大字野井川 6番耕地142番地 丸山熊	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡遊子川村大字野井川 6番耕地142番地 丸 山 広之烝	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡宇和町大字下松葉乙 1番地11 丸 山 唯 男	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡横林村大字予子林 2 番耕地209番地 亀 田 コ マ	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	西宇和郡保内町宮内 6 番耕地 197番地 菊 池 久美子	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	西予市城川町遊子谷118番戸 吉 岡 チ ヱ	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡遊子川村大字遊子谷 118番戸 吉 岡 ナ ツ	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	西予市城川町遊子谷 5 番耕地 102番地 吉 岡 末 廣	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	喜多郡五十崎町大字平岡甲41 番地 吉 田 あかね	森林所有者
西予市 (次の図に示す部 分に限る)	喜多郡五十崎町大字平岡甲41 番地 吉 田 恭 章	森林所有者
西予市 (次の図に示す部 分に限る)	西予市城川町野井川908番地 久 保 シゲミ	森林所有者
西予市 (次の図に示す部 分に限る)	西予市城川町野井川 2 番耕地 180番地 久保田 セイ	森林所有者
西予市 (次の図に示す部 分に限る)	松山市大字祝谷甲743番地 1 久保田 栄美子	森林所有者

₹14 2 寸	-11/21212	
西予市(次の図に示す部分に限る)	兵庫県尼崎市東園田町三丁目 57番地7、202号 久保田 英 範	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字野井川 27番戸 久保田 照 治	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡遊子川村大字野井川 26番戸 久保田 平 吉	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町野井川908番地 久保 福右衛門	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字野井川 28番戸 宮 下 六太郎	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	北宇和郡八幡村大字下村 1 番地 宮居鹿一	抵当権者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町遊子谷5番耕地 65番地 居 坂 ナツヨ	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町遊子谷4474番地居 坂 良 一	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町野井川 6 番耕地 74番地 玉 井 満亀夫	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町遊子谷3番耕地 191番地1の2 金 丸 為 夫	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡遊子川村大字遊子谷 3番耕地191番地1の2 金 丸 常 市	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町遊子谷3番耕地 191番地1の2 金 丸 爲 夫	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町野井川84番戸金野大吉	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡遊子川村大字遊子谷 177番戸 金 澤 儀十郎	抵当権者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡遊子川村大字野井川 4番耕地46番地 窪 地 義 行	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	愛知県大府市大府町雨兼78番地 理地駅 明	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字野井川 3番耕地33番地 1 窪 田 サ ダ	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡城川町大字窪野23番 耕地129番地 3 桂 木 憙 圜	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市野村町野村14号255番地 元屋地 寛	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町野井川 5 番耕地 139番地 元屋地 喜 重	抵当権者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字野井川 5番耕地139番地 元屋地 敏 男	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	大阪府吹田市佐竹台一丁目 5番 A 29 - 110号 元屋地 和 喜	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町野井川3354番地元 山 一 吉	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市野村町釜川 3 番耕地27 4番地 五 藤 殷 範	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡遊子川村大字遊子谷96番戸厚朴兼治	抵当権者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町遊子谷4番耕地 115番地 厚朴寅藏	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市野村町野村13号288番 地 高 橋 アサ子	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町遊子谷4番耕地72番地1 高橋定明	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町野井川13番耕地 11番地 高 月 義 則	森林所有者

714 114	70107년	
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡遊子川村大字野井川 4番耕地292番地 2 高 山 ト ク	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	西予市城川町遊子谷 5 番耕地 399番地 高 田 綱 茂	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町遊子谷 5 番耕地 399番地 高 田 茂 明	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	八幡浜市1525番地 1 此 上 喜 基	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	八幡浜市1525番地 1 此 上 攻 勇	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	八幡浜市1525番地 1 此 上 定 成	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	八幡浜市1525番地 1 此 上 眞由美	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 1番耕地222番地 今 井 正 市	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 1番耕地221番地 今 井 登	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 6番耕地203番地 今宮幾治郎	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字野井川 126番戸 佐川森義	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	香川県丸亀市川西町南584番 地3サンハイツ矢野302号 佐 川 千鶴江	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	今治市北日吉町一丁目13番27 号 佐川忠雄	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町野井川126番戸 佐川 天照院	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町野井川10番耕地 92番地 佐川兵四郎	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町野井川122番戸 佐川 芳三郎	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 7番耕地47番地 畑川佐太郎	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	喜多郡五十崎町大字古田甲10 31番地 細川昭雄	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	松山市中村四丁目 1 番24号 細 川 仁 美	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町遊子谷 2 番耕地 138番地 細川清高	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 126番戸 細 川 浅太郎	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町遊子谷 5 番耕地 85番地 2 細 川 貞 直	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡遊子川村大字遊子谷 2番耕地137番地 無 川 武 美	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡土居村大字窪野94番戸	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	宇和島市日振島1908番地教職員住宅	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字野井川 14番耕地273番地 2 三 好 勝 馬	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町遊子谷4番耕地 80番地 三瀬喜代一	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町遊子谷4番耕地 121番地 三瀬義経	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 4番耕地55番地 三瀬久義	森林所有者

西子市(公の)図図に示す部	V 18 = 1	7.5	
### ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## #	西予市(次の図に示す部分に限る)	439番地	森林所有者
50番地 虎 夫	西予市 (次の図に示す部 分に限る)	4 番耕地80番地	抵当権者
一番	西予市(次の図に示す部 分に限る)	55番地	森林所有者
24	西予市(次の図に示す部 分に限る)	7 番耕地155番地	森林所有者
	西予市(次の図に示す部 分に限る)	348番地	森林所有者
四子市 (次の図に示す部分に限る) 26番地 三 瀬 利 雄 東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 3番耕地204番地 原 東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 3番耕地204番地 原 東宇和郡北道川村大字遊子谷 3番井山204番地 原 東宇和郡北道子川村大字遊子谷 3番井山204番地 原 東宇和郡北道子川村大字遊子谷 2番井地304番地 原 東宇和郡北道子川村大字遊子谷 2番耕地304番地 原 東宇和郡北道子川村大字遊子谷 2番耕地304番地 原 東宇和郡北道子川村大字遊子谷 2番耕地304番地 原 東宇和郡北道子川村大字遊子谷 2番耕地304番地 原 東宇和郡北河村大字遊子谷 2番耕地304番地 原 東宇和郡北河村大字遊子谷 2番耕地304番地 原 東宇和郡北河村大字遊子谷 2番耕地15番地 原 本 大 川町野井川8 24番地 原 本 大 市 大 ア 遊子名 1 番耕地17 番 市 地 原 本 安 市 原 大 次の図に示す部 の	西予市(次の図に示す部 分に限る)		森林所有者
四子市(次の図に示す部分に限る)	西予市(次の図に示す部 分に限る)	286番地	森林所有者
コード (次の図に示す部分に限る)	西予市(次の図に示す部 分に限る)	3 番耕地204番地	森林所有者
西子市(次の図に示す部	西予市(次の図に示す部 分に限る)	3 番耕地206番地	森林所有者
四子市(次の図に示す部)		番地	森林所有者
2番耕地30番地	西予市(次の図に示す部分に限る)	2 番耕地304番地	抵当権者
四子市(次の図に示す部分に限る) 四子で(次の図に示す部分に限る) 四子で(次の図に示す部分に限る) 四子で(次の図に示すの記述を対しているののではではではではではではではではではではではではではではではではではではで	西予市(次の図に示す部分に限る)	2 番耕地304番地	森林所有者
四分に限る)	西予市(次の図に示す部分に限る)		森林所有者
7 番 対 197	西予市(次の図に示す部分に限る)	115番地	森林所有者
四子叩(八の図に示す部	西予市(次の図に示す部分に限る)	7 番耕地197番地	森林所有者
四予印(次の図に示す部 山 本 金 学 森林所有者 西子市(次の図に示す部 山 本 金 学 森林所有者 西子市(次の図に示す部 山 本 成 樹 東宇和郡遊子川村大字遊子谷 介に限る) 本 成 樹 東宇和郡選瀬川村大字遊子谷 1番 本 寅 五子市(次の図に示す部 カに限る) 西子市(次の図に示す部 カに限る) 西子市域川町野井川 4番耕地 322番地 五字市域川町野井川 4番耕地 322番地 3222番地 3222番地 3222番地 3222番地 32224 3224 3224 3224 3224 3224 3224 32	西予市(次の図に示す部分に限る)	62番地	森林所有者
一西予市 (次の図に示す部分に限る) 東宇和郡遊子川村大字遊子谷	西予市(次の図に示す部分に限る)	1 番耕地428番地	森林所有者
一方・	西予市(次の図に示す部分に限る)	山本金学	森林所有者
四子市(次の図に示す部分に限る) 一本 成 樹 東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 1番耕地131番地1 山本 寅吉 西予市(次の図に示す部分に限る) 四子市(次の図に示す部分に限る) 四子市(次の図に示す部の図に示す部分に限る) 四子市(次の図に示す部分に限る) 四子市域川町野井川4番耕地 森林所有者	西予市(次の図に示す部分に限る)	5 番戸	森林所有者
日子市(次の図に示す部分に限る) 一西予市(次の図に示す部分に限る) 「西予市域川町野井川4番耕地322番地山崎元三郎東宇和郡黒瀬川村大字野井川4番耕地322番地山崎元三郎東京和郡黒瀬川村大字野井川4番耕地322番地山崎元三郎東京和郡黒瀬川村大字野井川4番耕地322番地山崎元三郎東京和郡黒瀬川村大字野井川4番耕地322番地山崎元三郎東京和郡黒瀬川村大字野井川4番耕地322番地山崎元三郎 森林所有者四予市域八の図に示す部分に限る)	西予市(次の図に示す部 分に限る)		森林所有者
四子市(次の図に示す部分に限る) 一西子市(次の図に示す部分に限る) 「西子市(次の図に示す部分に限る) 「西子市(次の図に示す部分に限る) 「西子市(次の図に示す部分に限る) 「西子市(次の図に示す部分に限る) 「西子市域川町野井川4番耕地 322番地山崎 武 森林所有者 正等 一域 工等 一域 正等 一域 工等 工等 一域 工等	西予市(次の図に示す部分に限る)	1 番耕地131番地 1	森林所有者
36番戸	西予市(次の図に示す部分に限る)		森林所有者
30番戸	西予市(次の図に示す部分に限る)	136番戸	森林所有者
日子市(次の図に示す部 分に限る)	西予市(次の図に示す部分に限る)	30番戸	森林所有者
日子市(次の図に示す部分に限る) 8番耕地115番地山本廣治 西予市(次の図に示す部分に限る) 西予市城川町野井川4番耕地 322番地山崎元三郎 西予市(次の図に示す部分に限る) 4番耕地322番地山崎元三郎 森林所有者山崎 武 西予市(次の図に示す部 西予市域川町野井川4番耕地 322番地 森林所有者 322番地 森林所有者	西予市(次の図に示す部分に限る)	62番地	森林所有者
322番地	西予市(次の図に示す部分に限る)	8 番耕地115番地	森林所有者
日子市(次の図に示す部 4番耕地322番地	西予市(次の図に示す部 分に限る)	322番地	抵当権者
四プロ(从の凶に小り部 322番地 森林所有者	西予市(次の図に示す部分に限る)	4番耕地322番地 山 﨑 武	森林所有者
	西予市(次の図に示す部分に限る)	322番地	森林所有者

西予市(次の図に示す部 分に限る)	高知県高岡郡檮原村大字四万 川乙2067番地 市 川 重 市	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	西予市城川町野井川2438番地	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字野井川 9番耕地155番地 志 摩 清 盈	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	大阪市生野区北生野町二丁目 88 寺 西 太平治	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 8番耕地179番地 酒 井 喜 義	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町遊子谷713番地 酒 井 善雄	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡遊子川村大字遊子谷 8番耕地178番地 酒 井 豊	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 158番戸 酒 井 廣 吉	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡城川町大字嘉喜尾38 22番地 春日神社	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字野井川 2番耕地83番地 4 小 玉 ヱツノ	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町遊子谷 2 番耕地 122番地 小川初治	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 7番耕地122番地 1 小 川 惣五郎	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 131番戸 小川鉄太郎	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡遊子川村大字遊子谷 7番耕地43番地 小野大三郎	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡遊子川村大字遊子谷 148番戸 小 野 寅 吉	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 1番耕地150番地 2 松 浦 一 洋	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	福岡県北九州市門司区片上町 2番23号 松浦光栄	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡宇和町大字田苗真土 903番地 松浦好明	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 145番戸 松 浦 藏 治	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡惣川村298番戸 松根福治	抵当権者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡下宇和村大字比畠17 9番戸 松 本 ミサヲ	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	北宇和郡高光村大字満間244 番地 松 本 円三郎	抵当権者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 1番耕地314番地1 松本金寅	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡遊子川村大字遊子谷 4番耕地72番地1 松本常義	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡城川町大字下相4番 耕地76番地 松本進	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡遊子川村大字遊子谷 1番耕地192番地 松本寅一	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡遊子川村大字遊子谷 52番戸 上田 伊勢太郎	抵当権者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡横林村大字予子林 7 番耕地554番地 上 田 義 明	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 4番耕地366番地1 上野勝義	森林所有者

₹/H Z ¬	-117121	
西予市(次の図に示す部 分に限る)	松山市土居田町337番地新地 軍事	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	西予市城川町野井川 4 番耕地 45番地 1 新 地 登喜春	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡遊子川村大字野井川 12番耕地185番地 森 岡 忠三郎	抵当権者
西予市 (次の図に示す部分に限る)	東宇和郡遊子川村大字野井川 10番戸 森 岡 又 治	抵当権者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	西予市城川町遊子谷4576番地神 明 敏 男	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 7番耕地184番地 須 上 長 治	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 1番耕地317番地 須 上 定 子	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	西予市城川町遊子谷 7 番耕地 184番地 須 上 國 治	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町遊子谷31番戸 須 本 九三郎	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡遊子川村大字野井川 35番戸 水 ロ シ マ	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字野井川 14番耕地175番地 水口菊治	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	西予市城川町野井川 2 番耕地 19番地 水 口 孝 一	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町野井川 2 番耕地 160番地 1 水 口 幸	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡遊子川村大字野井川 35番戸 水 口 鉄 治	抵当権者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字野井川 36番戸 水 口 茂 市	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡城川町大字嘉喜尾イ 41番戸 水 本 休 一	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町野井川210番地水 本春喜	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡城川町大字古市441番地	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡惣川村 6 番耕地43番 地 清 家 ス ヱ	抵当権者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡横林村大字予子林 7 番耕地505番地 1 清 水 安兵衛	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町遊子谷 2 番耕地 331番地 清水政治	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町遊子谷 2 番耕地 438番地 2 清 水 惣 治	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	西予市城川町遊子谷46番戸清水定治	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町遊子谷46番戸清水末光	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町野井川127番戸清水徳治	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字野井川 2番耕地73番地 西岡義光	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 147番戸 西川コメ	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字野井川 8番耕地109番地 西村喜四郎	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字野井川 8番耕地107番地 西村忠三郎	森林所有者

西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 7番耕地83番地 西村定吉	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町遊子谷 4 番耕地 394番地 西村爲好	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	西予市城川町遊子谷 1 番耕地 315番地 1 石 井 松太郎	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	西予市城川町野井川12番耕地 76番地 石 原 サダミ	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡遊子川村大字野井川 12番耕地76番地 石 原 一 三	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡遊子川村遊子谷2番 耕地407番地 石船繁	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 2番耕地194番地 1 石 船 一 男	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	西予市城川町遊子谷 2 番耕地 188番地 石 船 宇 吉	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	京都市北区等持院西町58番地石船昇	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡遊子川村大字遊子谷 2番耕地194番地1 石 舩 一 男	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡遊子川村大字遊子谷 2番耕地188番地 石 舩 光 宏	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡遊子川村大字遊子谷 44番戸 石 舩 繁 治	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字野井川 16番戸 川 野 ヒ サ	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町野井川10番耕地 78番地 川 野 剛 一	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡遊子川村大字野井川 10番耕地78番地 川 野 政 光	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町野井川10番耕地 78番地 川 野 浜 惠	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字野井川 10番耕地78番地 川 野 濱 惠	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字野井川 8番耕地100番地 泉 亀 市	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡遊子川村大字野井川 8番耕地100番地 泉 久市郎	抵当権者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町野井川 8 番耕地 100番地 泉 幸 男	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町遊子谷 4 番耕地 483番地 泉 重 留	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	北宇和郡八幡村大字下村962 番地 増 原 米 吉	抵当権者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町遊子谷4番耕地 481番地 増 田 喜久男	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町遊子谷 2 番耕地 380番地 増 田 孝	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡城川町大字窪野23番 耕地4番地 増 田 純一郎	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡城川町大字窪野23番 耕地4番地 増 田 美代子	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 2番耕地380番地 増田利雄	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町遊子谷 1 番耕地 444番地 1 村 上 清	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	西予市城川町野井川 2 番耕地 175番地 村 上 傳 吉	森林所有者

令和 2 年11月13日	安 坂
西予市(次の図に示す部 北宇和郡津島町岩松甲810番 地 分に限る)	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る) 東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 2番耕地276番地 駄 場 弘	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る) 東宇和郡遊子川村大字遊子谷 2番耕地276番地 駄 場 光 治	抵当権者
西予市(次の図に示す部 分に限る) 東宇和郡遊子川村大字遊子谷 2番耕地412番地 2 大 戸 福四郎	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る) 東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 6番耕地156番地 大崎カヤ	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る) 東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 4番耕地482番地 大 崎 タケ子	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る) 西予市城川町遊子谷4番耕地 482番地 大崎新市	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る) 西予市城川町遊子谷3955番地 大崎 巖	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る) 東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 143番戸 大 上 福太郎	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る) 岡山市南古都134番地230 大政トミ子	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る) 東宇和郡遊子川村大字野井川 2番耕地78番地 大石 ツユ子	森林所有者
西予市(次の図に示す部	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る) 西予市城川町野井川2番耕地 80番地 大石宇 ー	森林所有者
西予市(次の図に示す部	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る) 西予市城川町遊子谷1番耕地 248番地2 大石数夫	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る) 東宇和郡黒瀬川村大字野井川 2番耕地83番地 4 大石谷登	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る) 東宇和郡遊子川村大字野井川 2番耕地80番地 大石 芳太郎	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る) 東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 1番耕地11番地4 大塚 佳代	森林所有者
西予市(次の図に示す部	森林所有者
西予市(次の図に示す部	森林所有者
西予市(次の図に示す部	森林所有者
西予市(次の図に示す部 東京都小平市学園西町1605番	森林所有者
西予市(次の図に示す部 東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 分に限る) 東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 1番耕地11番地4 大 塚 平	森林所有者
西予市(次の図に示す部	森林所有者
西予市(次の図に示す部	森林所有者
西予市(次の図に示す部 お 355番地 大 野 キクヨ	森林所有者
西予市(次の図に示す部 大阪府堺市竹城台2丁1番23 - 104号 大野輝美	森林所有者
西予市(次の図に示す部	森林所有者
西予市(次の図に示す部 東京都東大和市立野三丁目12 93番地10 大野清光	森林所有者

西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡遊子川村大字遊子谷 4番耕地367番地 大野茂太郎	抵当権者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡宇和町大字東多田 3 番耕地177番地 1 大野茂夫	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	西予市城川町遊子谷4番耕地 482番地 大 﨑 益 栄	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	西予市城川町遊子谷3955番地 大 﨑 新 市	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町遊子谷3955番地 大 﨑 巖	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡遊子川村大字野井川 12番耕地198番地 滝 野 ヱツノ	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字野井川 12番耕地198番地 瀧野孝	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡遊子川村大字野井川 12番耕地198番地 瀧 野 秀 六	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡遊子川村大字野井川 61番戸 辰 己 常 治	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	大阪府堺市鳳東町弐丁201番地 辰 巳 文	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町遊子谷4番耕地 136番地 谷村 一男	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	兵庫県加古川市尾上町安田56 3番地 池 田 マツヱ	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	北宇和郡津島町岩松745番地 池田忠	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	兵庫県加古川市尾上町安田56 3番地 池 田 忠 孝	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町遊子谷4番耕地 366番地1 池田文男	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 1番耕地130番地 竹田繁一	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	西予市城川町遊子谷4番耕地 133番地 中 井 永三郎	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 4番耕地133番地 中 井 光 明	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	茨城県つくば市観音台 1 丁目 3 番地11 中 井 信	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡遊子川村大字遊子谷 97番戸 中 井 平 八	抵当権者
西予市(次の図に示す部分に限る)	松山市小栗町507番地 中 原 正 廣	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町遊子谷 5 番耕地 106番地 中 原 大 吉	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡遊子川村大字遊子谷 3番耕地167番地1 中 山 福一郎	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町遊子谷2394番地中 山 壽	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字野井川 8番耕地78番地 中 城 ヤスノ	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町野井川 2 番耕地 175番地 中 城 ヨ シ	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字野井川 イ114番戸 中 城 駒 治	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡遊子川村大字野井川 4番耕地46番地 中 城 周三郎	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	西予市城川町遊子谷4番耕地 73番地 中 川 啓 夫	森林所有者

₹1H Z ¬	-11/2 12/2	
西予市(次の図に示す部 分に限る)	西予市城川町遊子谷4563番地中川高利	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	西予市城川町野井川 1 番耕地 10番地 2 中 川 時 光	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡遊子川村大字遊子谷 89番戸 中 川 勝 弥	抵当権者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡遊子川村大字遊子谷 89番戸 中 川 常 治	抵当権者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字野井川 9番耕地69番地3 中川留治	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	西予市城川町遊子谷4563番地中 川 榮満子	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 1番耕地191番地 中田初美	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡城川町大字窪野20番 耕地25番地 中 田 肇	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 1番耕地191番地 中 田 茂	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町遊子谷4番耕地 129番地 中島春吉	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	北宇和郡高光村大字満間イ37 番戸 中 平 己之吉	抵当権者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町遊子谷4番耕地 117番地 中平 弘	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡遊子川村大字遊子谷 92番戸 中 平 藤三郎	抵当権者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字野井川 105番戸 中 野 菊 雄	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字野井川 9番耕地94番地 長 山 キ ヌ	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字野井川 12番耕地88番地 2 長 山 久 義	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	松山市高砂町一丁目5番地1長 山 常 喜	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	西予市城川町野井川12番耕地 88番地 2 長 山 繁治郎	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡遊子川村大字遊子谷 2番耕地187番地2 津野宇吉	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	西予市城川町遊子谷4番耕地 118番地 田村喜義	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字野井川 48番戸 田中竜三郎	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字野井川 48番戸 田 中 瀧三郎	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	西予市城川町遊子谷 2 番耕地 248番地 田 渕 ク ラ	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	西予市城川町遊子谷 2 番耕地 407番地 田 渕 喜 市	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字野井川 9番耕地71番地 渡辺清太郎	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	西予市野村町野村12号220番 地 1 土 居 和 雄	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 6番耕地69番地 棟 田 安 治	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 139番戸 棟 田 音 吉	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 6番耕地69番地 棟 田 正 市	森林所有者

	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷	
西予市(次の図に示す部分に限る)	東手和部無瀬川村人子班子台 6番耕地165番地 1 棟 田 定 市	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 139番戸 棟 田 福 治	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 6番耕地65番地 1 棟 田 末 市	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	栃木県宇都宮市平松本町793 番地13今井ハイツ C 棟201号 藤 田 義 明	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 1番耕地305番地 藤田熊治	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡遊子川村大字遊子谷 1番耕地305番地 藤田健一	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 1番耕地309番地 藤内藤吉	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	西予市野村町高瀬3666番地 藤 本 直 明	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	西予市城川町遊子谷 5 番耕地 68番地 橡 木 美惠子	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	西予市城川町遊子谷5番耕地68番地 橡木房美	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡遊子川村大字遊子谷 114番戸 橡 木 末 勇	抵当権者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡遊子川村大字遊子谷 114番戸 橡 木 德太郎	抵当権者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	大阪市城東区諏訪一丁目18番 9号 難 波 美穂子	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字野井川 3番耕地9番地 二 宮 久 一	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字野井川 33番戸 二 宮 忠 吾	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡城川町大字下相2419 番地 二 宮 文 子	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡遊子川村大字野井川 33番戸 二 宮 良 吉	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡遊子川村大字野井川 4番耕地272番地 入江六助	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡遊子川村大字野井川 67番戸 入 船 ト ヨ	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡遊子川村大字野井川 67番戸 入 船 亀太郎	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡遊子川村大字野井川 67番戸 入 舩 亀太郎	抵当権者
西予市(次の図に示す部分に限る)	大阪府守口市東光町一丁目29 番地 柏 田 貞 夫	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町遊子谷10番耕地 446番地 2 白 滝 ス ガ	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字野井川 37番戸 八月一日 宮治	抵当権者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 6番耕地190番地 冨 永 アサノ	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町野井川25番戸 富 永 シケノ	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡遊子川村大字野井川 25番戸 冨 永 シケノ	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡遊子川村大字野井川 4番耕地133番地 冨永トヨノ	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡遊子川村大字野井川 45番戸 冨永宇太郎	森林所有者

* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	-11/2 12/2	
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字野井川 2番耕地9番地 富永角治	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字野井川 9番耕地21番地 冨永亀吉	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字野井川 45番戸 冨永亀太郎	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字野井川 31番戸 冨永 七五三松	森林所有者
西予市 (次の図に示す部分に限る)	德島縣德島市佐古町一丁目31 8番地 冨永重吉	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字野井川 4番耕地133番地 富永正直	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡遊子川村大字野井川 25番戸 富 永 多 作	抵当権者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡遊子川村大字野井川 25番戸 富永多作	抵当権者
西予市(次の図に示す部分に限る)	喜多郡河辺村大字山鳥坂424 番地 冨永徳光	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字野井川 49番戸 冨永峰一郎	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 138番戸 冨永柳吉	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	西予市城川町野井川289番地 冨永龍德	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	西予市城川町野井川1421番地 冨永良高	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	西予市城川町野井川 2 番耕地 178番地 1 冨永和子	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 1番耕地260番地 冨城常三朗	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	松山市西石井町327番地 福 浦 敬 一	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	兵庫県伊丹市瑞ケ丘二丁目 2 番地住友電工第一応心寮 福 浦 進 一	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	西予市城川町遊子谷165番戸 福島 勝治	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	北宇和郡八幡村大字下村120 番地 福 島 傳 吾	抵当権者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡城川町大字魚成3644 番地 兵頭悦子	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	宇和島市藤江1371番地 兵頭浩	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡宇和町大字西山田 1 番耕地1495番地 1 兵 頭 邦 久	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	山口県宇部市沼二丁目2番18 - 8号 兵頭勇	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町遊子谷 2 番耕地 385番地 2 平 井 宇一郎	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 2番耕地385番地 平 井 國 利	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町遊子谷 2 番耕地 85番地 平 井 國 利	抵当権者
西予市(次の図に示す部分に限る)	宇和島市大浦甲49番地 1 別 宮 興 仁	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	東宇和郡遊子川村大字遊子谷 21番戸 別 宮 周三郎	抵当権者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	大阪市淀川区西宮原三丁目 3 番 2 - 205号 別 宮 重 威	森林所有者

西予市(次の図に示す部	東宇和郡遊子川村大字遊子谷	本 廿 版 右 孝
分に限る)	1 番耕地436番地 別 宮 泰 松山市大手町一丁目 7 番地 4	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	別宮萌	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	大阪市都島区都島本通三丁目 15番24号 別 宮 有 道	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡遊子川村大字遊子谷 21番戸 別 宮 良	抵当権者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	喜多郡内子町大字内子306番 戸 芳 我 弥三衛	抵当権者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡宇和町大字坂戸3番 耕地44番地 末 光 徹 矢	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	西予市城川町遊子谷4番耕地 355番地 木 原 敏 勝	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 2番耕地322番地 矢野寛一	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	西予市城川町遊子谷 2 番耕地 322番地 矢 野 寛 一	抵当権者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	喜多郡長浜町大字戸久甲231 番地 矢 野 教 雄	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	西予市城川町遊子谷5番耕地 382番地 矢野健一	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 7番耕地59番地 矢 野 説 藏	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 7番耕地163番地1 矢 野 倉 治	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	西予市城川町遊子谷 6 番耕地 165番地 矢 野 彦 市	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	北宇和郡高光村大字満間甲15 2番地 薬師寺 源次郎	抵当権者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 6番耕地154番地 勇 増 治 郎	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	八幡浜市1525番地 1 有限会社丸定商店	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	高知県南国市岡豊町八幡617 番地 有 友 百合子	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	西予市城川町遊子谷 1 番耕地 250番地 1 遊子川農業協同組合	抵当権者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	西予市城川町野井川イ49番戸露 ロ ムマヨ	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字野井川 イ49番戸 露 口 幸三郎	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡遊子川村大字野井川 イ49番戸 露 口 定 一	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡遊子川村大字野井川 14番耕地208番地 露 口 定 市	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字野井川 イ24番戸 壽 内 佐 市	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	西予市城川町遊子谷30番戸 檮 川 一 郎	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡遊子川村大字遊子谷 5番耕地105番地 澤田高治	抵当権者
西予市 (次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡遊子川村大字遊子谷 5番耕地106番地 澤 田 俊 輔	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	西予市城川町遊子谷 1 番耕地 441番地 濱 遊 正 一	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	西予市城川町遊子谷 1 番耕地 378番地 濱 遊 直 一	森林所有者
		<u> </u>

西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡遊子川村大字野井川 13番耕地20番地 眞 柴 好 数	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡遊子川村大字野井川 13番耕地20番地 眞 柴 松三郎	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡遊子川村大字野井川 18番戸 眞 柴 福 松	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡黒瀬川村大字遊子谷 4番耕地72番地 高 橋 定 明	森林所有者
西予市(次の図に示す部 分に限る)	東宇和郡遊子川村大字野井川 4番耕地292番地2 高 山 ト ク	森林所有者
西予市(次の図に示す部分に限る)	西予市城川町遊子谷 5 番耕地 199番地 髙 田 綱 茂	森林所有者

- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 |

在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係 書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1211号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項 (同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基 づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は 起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

今和 2 年11月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 2 年11月13日から26日まで

○愛媛県告示第1212号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第4項及び第6項の規定により、漁船損害補償法による加入区の変更(昭和36年2月愛媛県告示第157号)の一部を次のように改正する。

令和 2 年11月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改 正 後		改正前
加入区の名称	同上加入区の区域	加入区の名称	同上加入区の区域
省略		省略	
西宇和郡		西宇和郡	
省略		省略	
伊方	# 伊方町のうち旧伊方町の区域(ただし、伊方町九町及び二見を除く。)	伊方	<u>"</u> 伊方町大浜、中之浜、湊浦、小中 浦、中浦、川永田及び豊之浦の区域
省略		<u>有寿来</u> 省略	<u>"</u> 伊方町、伊方越及び亀浦の区域
省略		省略	1

○愛媛県告示第1213号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、中国四国農政局道前平野農地整備事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 2 年11月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量(基準点測量)
 2 作業期間 令和2年11月16日から

令和3年3月14日まで

3 作業地域 西条市丹原町田野上方、西条市丹原町長野

○愛媛県告示第1214号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 2 年11月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量(登記所備付地図作成作業に伴う基準点

設置作業)

2 作業期間 令和 2 年11月25日から

令和3年2月26日まで

3 作業地域 松山市桑原地区(松山市松末一丁目、二丁目、三

町一丁目ないし三丁目の全部)

○愛媛県告示第1215号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。 以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造 等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県四国中央保健所及び四国中央市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和 2 年11月13日

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

愛媛製紙株式会社

四国中央市村松町370番地

代表取締役 井川 和永

2 事業場の名称及び所在地

愛媛製紙株式会社

四国中央市村松町370番地

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第23号チ、第63の3号、第64の2号ロ、第71の4号イ及びみなし指定地域特定施設

ダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成11年政令第433号) 別表第2第15号イ

4 変更しようとする事項の内容

特定施設の構造及び使用の方法の変更

- 5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の 値並びに汚水等の1日当たりの量
- (1) No. 1 排水口(雨水生活排水)

	変	更	前	変	更	後
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常最大	5 & 19 5		通常最大	3 .0 16 .7	

(2) No. 2 排水口 (工場排水) 変更なし

(3) No.36排水口(雨水生活排水)(新設)

汚水等の汚染状態の値	水素イオン 濃度 (水素 指数)		6 5~7 3 5 8~8 6
	化学的酸素 要求量(リットルにつき ミリグラム)	通常最大	
	浮遊物質量 (単位 1 リッきミリ ラム)	通常最大	
	室素含有量 (単位 1 リッきミリ ラム)	通常最大	
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリ ラム)	通常最大	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常最大	2 8 2 8

備考 このほかに、雨水生活排水口が1箇所、雨水工水排水口が1箇所、雨水排水口が1箇所、雨水排水口が31箇所(今回1箇所新設する。)ある。

○愛媛県告示第1216号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和 2 年11月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
IE XX	芬 会力 工 始	西条市丹原町明河 8 号458番 4 地先	旧	メートル 6.9~12.7	キロメートル 0 .124	
県 道 落合久万線		西条市丹原町明河 8 号458番 4	新	10 0~28 0	0 .124	
"	"	西条市丹原町明河 5 号306番 1 地先から 同町明河 5 号304番 1 地先まで	旧	6 8~23 9	0 .038	
"	"	西条市丹原町明河 5 号306番 1 から 同町明河 5 号304番 1 地先まで	新	6 8~37 4	0 .038	

○愛媛県告示第1217号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、 松山市伊台土地改良区の定款の変更を認可した。 令和 2 年11月13日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

○愛媛県告示第1218号

建設業法 (昭和24年法律第100号) 第29条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。 令和 2 年11月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許 可 年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因 となった事実
(般 - 29)第11570号	平成29年 6 月20日	(有)谷口工業所	谷口 美和	松山市菅沢町甲1127 - 3	令和 2 年 10月 1 日	鋼構造物工事業	建設業の廃止
(般 - 27)第17600号	平成27年 10月15日	㈱三福綜合不動産	中矢 孝則	松山市小坂3-3-3	令和 2 年 10月13日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 30)第1954号	平成30年 10月23日	高岡建設(株)	髙岡 春彦	上浮穴郡久万高原町東川 83	令和 2 年 10月14日	解体工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1219号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 令和2年11月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路	の種類	路線名	区	間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県	道	小田河辺大洲線	大洲市肱川町山鳥坂103番から		旧	メートル 48~96	キロメートル 0 .173	
	坦	,	同町山鳥坂44番まで		新	5.8~ 9.6	0 .173	

公 告

〇公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 2 年11月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名

透過型電子顕微鏡の購入

(2) 購入物品名及び数量

透過型電子顕微鏡 1式

(使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)

(3) 購入物品の内容等

入札説明書等による。

(4) 納入期限

令和3年3月16日(火)

(5) 納入場所

愛媛県立衛生環境研究所(愛媛県松山市三番町8丁目234番地)

- (6) 入札方法
 - ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるも

のとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請 負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業 者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規 定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- (5) 緊急時に速やかに対応できるものであること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場 所及び問合せ先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4番地 2

電話 (089)912 2156

(2) 入札書の受領期限

令和2年12月24日(木)午前9時から同月25日(金)午前9時59分まで

- (3) 入札説明書の交付方法
 - (1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所 令和2年12月25日(金)午前10時 愛媛県庁第二別館5階 入札室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から 第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合 は、これに応じなければならない。

提出期限:令和2年12月17日(木)午後5時

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に 求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効 とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

ア 契約保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から第154条までの規定による。

イ 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額 及び電子くじ入力番号を入力のうえ、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接または郵便(書留郵便に限る。)により提出すること。

ウ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Transmission electron microscope, 1 set
- (2) Time limit of tender: 9:59 a m., 25 December 2020
- (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan

TEL 089 912 2156

令和 2 年11月13日 発行 989